

B787型機の運航停止に係る支援措置の具体的内容

1. 停留料の免除

空港内に航空機を留め置く際には停留料を徴収することとしております。しかしながら、「行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸」の場合、停留料は免除することが定められていることから、今般のB787型機の停留料については、免除することとします。

本件による免除額は、国内線に使う機材の場合、B787型機（約170t）の1機1日当たり約1万4千円となります。

なお、成田国際空港においても、成田国際空港(株)が停留料を免除することとしています。

2. U/L^{ユ-エル}ルールの適用免除

IATAが定める国際的な発着調整ルール「Worldwide Slot Guideline」に基づき、混雑空港における貴重な発着枠の有効活用のため、航空会社の責めによらない不可抗力によりやむを得ず欠航した場合を除き、発着枠の使用率が80%を切る場合に翌年の同時期同時帯における発着枠の優先配分権を得られなくなることとされています。

B787型機の運航停止に伴う欠航については、当然に航空会社の責めによらない不可抗力であるため、影響が出ている羽田・成田両空港の国際・国内定期便を対象にU/Lルールの適用を免除することとします。なお、米国やEUにおいても、航空会社の責めによらない不可抗力に該当するとして、U/Lルールの適用を免除することとしています。

3. 機長認定等の柔軟な取扱い

機長は、1年に1回、運航便において行われる定期路線審査を受けなければならないこととされています。B787型機の運航停止に伴い、同型機の機長に対する定期路線審査が実施できず、認定が失効する者が生ずることから、次のような知識及び能力を維持するための措置を講じることを条件に、機長の認定について柔軟に取り扱うこととしています。

- (1) 知識を維持するための座学訓練
- (2) 模擬飛行装置による技量維持訓練
- (3) 運航経験を補完するための措置

※ 副操縦士に対しても同様の措置を講ずることとしています。